

令和4年

衣浦衛生組合第1回定例会会議録

令和4年3月29日

令和4年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和4年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、令和4年3月29日（火）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 衣浦衛生組合管理者の選挙
- 第5 議案第1号 衣浦衛生組合事務局設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第2号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 令和4年度衣浦衛生組合一般会計予算

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第8

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	岡本 守正君	2番	小林 晃三君
3番	藤浦 伸介君	4番	磯貝 忠通君
5番	石川 輝彦君	6番	荒川 義孝君
7番	柴田 耕一君	8番	黒川 美克君
9番	鈴木 勝彦君	10番	倉田 利奈君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	吉岡 初浩君	副管理者	金沢 宏治君
副管理者	神谷 坂敏君	参与	禰亘田政信君
事務局長	黒田 敏裕君	庶務課長	高橋 文彦君
施設課長	杉浦 勲君	業務課長	田中 秀彦君

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	永坂 智徳君
碧南市環境課長	中嶋 忠彦君
高浜市市民部長	磯村 和志君

高浜市経済環境
グループリーダー

東條 光穂君

6. 出席した事務局職員

庶務課 課長 補佐 安藤 理純君

施設課 課長 補佐 三矢 成由君

施設課 第1係長 奥谷 元典君

施設課 第2係長 磯貝 光好君

業務課 課長 補佐 糟谷 勲君

業務課 計量係長 磯村恒代志君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（小林晃三君） 皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和4年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（吉岡初浩君） 議長、管理者。

○議長（小林晃三君） 管理者。

○管理者（吉岡初浩君） 皆さん、おはようございます。今日は少し肌寒い模様ですが、いろいろところで桜も満開に近い状況になっております。ここに令和4年第1回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中、ご参加をいただきまして、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼を申し上げます。

令和3年度も残すところ僅かとなりましたが、当組合の事業につきましては順調な運営をさせていただいているところでございます。ここにおいでの方の皆様の御尽力の賜物と厚く御礼を申し上げます。

本日は、私どものほうからは条例3件、新年度予算1議案の上程をさせていただいております。何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。お願いします。

○議長（小林晃三君） ただいま招集あいさつが終わりました。

○議長（小林晃三君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において1番 岡本守正議員及び9番 鈴木勝彦議員を指名いたします。

○議長（小林晃三君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林晃三君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（小林晃三君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。また、申し合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。3番 藤浦伸介議員の質問を許可いたします。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。

私からは、まず、件名1クリーンセンターの今後についてとしまして、始めに（1）クリーンセンター衣浦の洪水対策の現状はとしてお聞きします。これまでに議会等で説明はいただきましたが、今後の大規模な改修工事を予定する中、国から耐水対策を取らなければ交付金がもらえないというような状況であると聞いております。この点いま一度、改めて説明をいただきますでしょうか、お願いします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 環境省からの耐水対策につきまして、これまでの経緯をご説明いたします。一昨年10月になりますが、当クリーンセンターが矢作川水系の洪水ハザードマップにより、1000年に一度の想定で浸水する地域であることから地域計画及び交付金を留保する可能性があるとのことをございました。本組合としましては、クリーンセンターの事業継続のため計画等を策定しようとしていた矢先であったため、国や県に問合せを行ってまいりましたが、明快な回答を得ることができませんでした。

そこで昨年、直接環境省へ出向きまして本組合としての対策案を提示してまいりました。こちらとしましては、一刻も早い回答をいただきたいとお願いした次第でございます。

以上でございます。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） ありがとうございます。洪水対策ということで、国からはどのような対策が求められているのでしょうか、お聞かせください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） まず、環境省からはハザードマップで示された浸水深をクリアできる対策をとということで、具体的な案などは今のところ示されておられません。ただし、一般的な耐

水対策として、防水壁や防水扉による浸水の防御、電源装置を浸水深より上位に設置するなどの設備の防御、さらに大規模なものとしまして高い土地への移転や盛土など、建物自体を浸水深以上の地盤に建て直す。浸水回避の方法などが考えられます。

どの対策を取ったとしても、かなりの費用がかかることが予想され安易に受け入れられるものではございませんが、万が一、浸水した場合はそれ以上の被害も想定されますので、国からの指針如何になりますが、今後対策せざるを得ないということが考えられる状態でございます。

以上でございます。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） ありがとうございます。かなりの費用をかけて、でも対策が必要ということであれば、今後の整備計画などに大きく影響してしまうということで承知しました。

一方で、組合が提示した対策案というのはどのようなものなのでしょうか、お聞かせください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 組合としまして、様々な対策を検討する中で、ハザードマップを策定した国土交通省が所管施設への耐水対策を明確にしております非常参考になることから、国土交通省が示す耐水対策に準じた対策が妥当ではないかと、環境省へ意見を述べさせていただきました。これによれば中高程度の確率で発生する水害についてはハード対策、1000年に一度のような水害に対してはBCPによるソフト対策で対応するというものでございます。

当クリーンセンターにその考えを当てはめると、中高程度は浸水想定なしのためハード対策は必要なく、1000年に一度の対策についてBCP対策で対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） ご答弁ありがとうございます。組合案が認められますと、今後の維持管理に大きなメリットとなるということですね。承知いたしました。

では、次に（2）クリーンセンター衣浦の整備スケジュールはとしてお聞きします。クリーンセンターが今後予定している整備の全体スケジュールや見通しはどうなっているのでしょうか。

また、昨年9月に開催されました決算概要説明会において、整備構想策定業務委託の成果品が議会へ報告できない状況だとの説明がありました。議会への報告が必要だと考えますが、概略だけでも報告することはできないのでしょうか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） まず、全体的なスケジュールでございますが、本組合としましては、衣浦東部広域化計画によりまして、2039年度、令和21年度までは現状のクリーンセンター衣浦を維持していく予定で、それから逆算しますと、もう一度、大規模な改修による延命措置が必要であろうとの見通しでございます。ここで令和2年度に整備構想の策定を行いまして、続いて令和3年度に地域計画を、令和4年度には長寿命化計画の策定を進めていくスケジュールでございました。ここに環境省からの耐水対策の話が舞い込んできたということでございます。

なお、整備構想策定の成果品につきましてのご質問でございますが、本整備構想は2021年から2039年までの19年間の概算事業費を比較したものでございます。内容につきましては今後の情勢等に大きく変動することが考えられますので、具体的な発言は控えさせていただきたいと考えておりますが、その中では再度の延命化工事が最も有利であるという提案を受けてございます。

以上でございます。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） 今お話を伺っただけでも耐水対策の問題や広域化の問題が絡み、計画の内容や時期等の再検討が必要だということと理解しますが、今後整備構想や地域計画などはどのようにされていく見通しなのでしょうか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 環境省からの今年の秋頃に指針が出されるようということでございますので、組合としての案をくみ取っていただけるよう積極的に働きかけてまいりたいと考えております。その上で指針に沿った整備構想を改訂し、地域計画への策定と進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） ご答弁ありがとうございます。クリーンセンターの安定的な維持管理のためには必要な整備を遅らせるわけにはいきませんので、職員の方々には日々最前線で尽力されていることと存じますが、私も微力ながら協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして件名2 コロナ禍における衣浦斎園の運営についてということで質問させていただきます。新型コロナウイルスがこの世に出現してから2年が経過しました。私たちが生活するこの碧南市、高浜市の2市にとってもオミクロン株による第6波の影響もあり、感染者数は3月28日、昨日現在で碧南市では4,772人、高浜市では3,253人という状況です。新型コロナウイルスに感染していなければ、今なおご存命であったであろうお方も大勢みえるのではと思います。

お亡くなりになられた方々のご遺族には心よりお悔やみ申し上げる次第です。不幸にも新型コロナウイルスが原因でお亡くなりになられた方々とそのご遺族にとって、いわゆる一般的なお通夜や告別式を執り行うことができず、言葉にできないほどつらく寂しい最後のお別れをされてみるのではないかとお察しいたします。

衣浦斎園のホームページを見ますと、特に新型コロナウイルスに関する対応策の記載は見受けられません。そこで、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方の斎園の使用について、まず（１）これまでの火葬実績はとしまして、公表が可能でありますならば年度ごとの実績をお答えください。また、これも可能であれば市ごとに内訳をお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 新型コロナウイルスの感染者及び感染による死亡者の情報に関しましては、ご本人、ご遺族及び関係者などへの心情的配慮が必要と考えますので、本回答につきましても限定的になりますことをご理解いただきたいと思います。その上で、衣浦斎園において本件が取り扱われました実績ということで申し上げますと、新型コロナウイルス感染拡大が始まった昨年度、令和２年度では10件、本年度、令和３年度につきましては３月28日現在で24件を取り扱っております。これよりほかの心情、配慮等が必要な情報につきましては公表を控えさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○３番（藤浦伸介君） 議長、３番。

○議長（小林晃三君） ３番 藤浦議員。

○３番（藤浦伸介君） ご答弁ありがとうございます。これまでに今お話を伺いますと、２年間で30件以上の火葬を執り行われたということで承知いたしました。件数の内訳について、碧南、高浜の２市のみではなく、もしかしたらほかの自治体からの受入れもあったのかなと想像しなくてもないですが、県のホームページにも市町村ごとの死亡者数の統計が載っていないことを思いますと、公表を控える事情も十分理解できますので、これ以上の追求はいたしません。

では、次に（２）火葬を執り行う上での対策はとしまして、斎園におかれましても病院などと同様、細心の注意を払って対応されてみえると思われませんが、実際にはどのように実施されてみえるのでしょうか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 感染者死亡者の火葬につきましては、厚生労働省からの第１類の感染症による死亡者の火葬については24時間以内の火葬が認められ、また推奨されておりましたので、当初は病院から火葬場に搬送され、時間を待たずに火葬されるというような状況もございましたが、最近ではウイルスの毒性等性状が解明されつつある中で、ご遺族、ご関係者への心情

配慮が重視されてきているような状況と聞いております。

なお、火葬に際しての感染対策は県の指針及びガイドラインを参考に対策を実施しております。まず、直接火葬業務に携わる職員はご遺体の受入れ時に防護服等を着用し、完全防備で対応しております。次に、参列者への対応につきましては葬儀業者と協力の下、3密回避のため参列者が少人数になるよう、ご協力を呼びかけております。また、通常の火葬やほかの参列者への接触が避けられるよう受入れ時間をずらすなどの配慮をしております。さらに、施設利用後は使用箇所の消毒、清掃及び換気を徹底しております。

以上でございます。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） ご答弁ありがとうございました。細心の注意を払い、完全防備で対応されているということで、現場の職員皆様方には頭が下がります。心からお礼申し上げます。

では、続きまして、（3）ご遺族または関係者等からのご意見はについて、お聞きします。故人との最後のお別れの場面となる火葬場において、ご遺族や関係者の方々からはご意見、ご感想あるいはご要望等はどのような状況でしょうか、お聞かせください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 新型コロナウイルスは今のところ決定的な防御策や治療方法などが確立されておられませんので、感染により死亡された方やそのご遺族、関係者の皆様の無念は計り知れず、一部報道などでも取り上げられておりますが、感染死亡者のご遺体は完全密封され、ご遺体との面会もかなわないことから、ご遺族の心情はいかばかりかと心中お察しいたします。なお、このような状況にもかかわらずご遺族、関係者の方々におかれましては非常に協力的で、これら緊急事態とも言える対応などに対し、今のところ特段の意見や要望などは聞いておりません。

当園は人生の終焉を迎えるふさわしい場所として、今後ともご利用の皆様的心情に十分配慮し、ご対応させていただく所存でございますので、なお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） ありがとうございます。これまでのご答弁で万全の対策を施し、ご遺族の方々の気持ちにも寄り添って、ご対応いただいているということが十分分かりました。碧南、高浜の両市にとって、ここまでしていただいている斎園があることを誇りに思います。

新型コロナウイルスについては、去る3月21日にこれまで発せられていたまん延防止等重点措置は全国的に解除されましたが、いまだに予断を許さない状況です。世の中にコロナにかかり

たいなんて思っている人は誰もいませんが、不幸にも感染してしまい命を落とされてしまう方がいることも悲しい事実です。この場には管理者である高浜市長、また参与である碧南市長の両氏がおみえですが、市民の安心、市民の生命を守るため、常に新型コロナウイルスに対する最善の策をスピーディーに講じていただいていると思っております。感謝申し上げます。組合の職員の皆様におかれましても、どの業種を取っても常に感染してしまうかもしれないという場面と背中合わせで業務に当たられてみえることに敬意を表します。

今後も引き続き、感染予防対策を施しながら職務を全うしていただきたいとエールを送りまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小林晃三君） 以上で、3番 藤浦伸介議員の一般質問を終わります。

次に、1番 岡本守正議員の質問を許可いたします。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 岡本守正です。今から件名1から質問させていただきます。まず、件名1 衣浦衛生組合地方債の現在高の見込みについて、（1）地方債の当該年度末における現在見込みに関する調査（明細）によりますと、40億6,413万1,849円とあります。それぞれの地方債の返済計画について、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 記載残高につきましては、ただいま議員から3年度予算からの見込み金額をご提示していただきましたが、令和2年度の決算数値で申し上げますと、記載残高は38億9,778万3,649円でございます。その内訳としましては、し尿処理施設の改造工事によるものが2件、残高は3億3,900万円余で令和9年度より完済予定でございます。その他は全てごみ処理施設の更新工事等によるもので14件、残高は35億5,700万円余で令和19年度より完済予定でございます。なお、ご案内のとおり今年度におきましても4億円弱を借り入れる予定でございますので、今後も更新工事が続く見通しでございますので、適正な事務、運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 大変な借金があるわけですがけれども、これについて順調に返済していくというお答えですので、次に入ります。

件名2 クリーンセンター衣浦の基幹改良工事の予定について、（1）工事の全体規模と期間について、どれだけの費用が必要で、どこで借用されるのか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） クリーンセンターの大規模な改修につきましては、先ほどの藤浦議員の一般質問の中で触れさせていただいたとおり、今のところ確定的なお話ができない状況でございます。組合としましては最善の方法で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） まだ決まってないということですがけれども、この計画の中に今後クリーンセンターを今よりも広域化しようとする計画があるなら、日本共産党としましても前からずっと反対しております。広域化について反対してまいりますので、これについてそれが入っているかどうか分からない状況ですかね。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほどの藤浦議員にもお答えしたとおり、いろいろな問題が今過渡期でございまして、それらの問題を積極的に解決していきたいというふうに思っております。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） （2）ですね。世界は2050年に向けてCO2排出ゼロで進んでおります。CO2いわゆる基幹改良工事について、CO2削減整備はどのようにされるのか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ご質問の件は大規模な改修を伴う際に、CO2削減を資するような改造ができないかというようなご意見をご推察しますが、こちらの件につきましても先ほどの質問と同様に具体的な方向性が決まっておりませんので、ご理解いただきたく存じます。ただし、国からの交付金の要件としてCO2削減という項目もございますので、その際には費用対効果等を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 次に、プラスチックの資源循環促進法が昨年成立しました。これらの対応について、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ご質問の件につきましては、各市の対応が主体となるものでございます。本組合としましては、市の施策等に準じて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） そのプラスチック資源循環促進法ということですが、衣浦衛生組合に直接持ち込まれるプラスチック資源ごみは、どれだけの重量があつて、またこの物を灯油の代わりに燃焼させているのはどれだけか、このことについて国の考えはどのようなようですか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） クリーンセンター衣浦の分別会場で回収されました硬質プラスチックは年間約100トンでございますが、ごみの補助燃料として活用させております。

なお、廃棄物リサイクルに対する国の考えがどうかということでございますが、循環型社会推進基本法第7条におきまして、循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては技術的及び経済的に可能な範囲で、環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行わなければならないとされております。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 灯油の代わりにそのまま100トン利用されているということですが、これについて国が容認をしていると言えればそれまでですが、これに対しても今後はちゃんとしていかなければならないんじゃないかというふうに思いますけれども、この質問についてはこれで終わりますけれども。

次、（4）衣浦衛生組合の太陽光発電状況はどのようになっていますか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 組合が行っております太陽光発電屋根貸し事業でございますが、平成26年1月の余熱利用施設を始めとしまして、同年7月にはし尿処理施設、同じく9月にはリサイクルプラザの計3施設に設置しております。発電の状況は年平均でございますが、し尿処理施設が1万7,681キロワット、リサイクルプラザが4万7,177キロワット、余熱利用施設が6万7,139キロワットでございます。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 余熱状況ですけれども、これらについてそれぞれお答えされたわけですが、このいわゆる太陽光の発電について、もっと増やして、次5のほうに入っていっちゃいますけれども、衣浦衛生組合全体で太陽光発電を増やしていくべきだというように思いますので、これについてお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 本屋根貸事業の検討の中で、クリーンセンターは構造上、屋上に重量物を載せられないとのことでした。また、衣浦斎園は屋根の面積が狭いため、設置には不向きということで設置はしてございません。設置した施設につきましても屋根の構造や立地等を検討し、最大限の規模のものを設置しておりますので、これ以上、拡充するということは現実的ではございませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 今の状況では無理だということですが、これからもクリーンセンターを含めて建屋の改善又は建て替えの問題があると思いますので、これから進んでいくと思いますので、これらについてちゃんとこの屋根貸というか、太陽光発電のパネルが並べるような状況を踏まえて建屋を造っていただきたいというふうに思います。これについて、まだ全然、先ほどの質問だと改善計画がなされていないということですが、これらがちゃんとできるようになりましたら、そのような設備をできるようにしていただくようお願いいたします。

続いて、件名3についてお話をさせていただきます。衣浦斎園火葬棟と待合・斎場棟との通路の冬の強風防御について質問をさせていただきます。昨年の暮れに葬儀に参列することで火葬場に行きました。この火葬棟と待合棟、斎場棟に向かう時、冬の冷たい強風ですね。ひどいという、私自身もそうでしたけれども、参列した皆さんも何とかしてくれと、皆さんから言われ、私もこれは大変だということで対応を、お願いをしていくということでお話をさせて、いましたので、これを今日質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ご質問の件につきましては、火葬を執り行います火葬棟と待合いや葬儀に利用されております待合・斎場棟の間に、冬の時期は北風が吹きますと強い風が吹き抜けるという状況でございます。何らかの対策をとのお話でございますが、通路部分でございますの

で壁などを設置することは困難でございます。また、北風が吹く冬場の一時的なもののみでございますので、強風にご注意ください等の注意看板を設置するなどして様子を見守っていきたくと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） やはり注意看板だけということですがけれども、あそこ通るのは間違いなく通らなくては待合棟に行けませんので、それだけじゃあ済まないというように思います。確かにそのすぐ北には駐車場があります。そこから来る人も通る形を取っていかなくてはなりませんので、何らかの形で強風を避けることができるような状況を、やはり作っていかなくてはならないではないかというように思いますので、とりあえず今回は注意看板だけということですがけれども、これ、今後も看板だけじゃなくて考えていただきたいということで、それについてお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今回は強風にご注意くださいという形の看板設置などで様子を見させていただきたいと考えております。ここは通路部でございますして北風が吹き抜ける場所でございますので、扉の設置等はかなりきつい問題かと考えておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 議論はそこで今のところ止まっておりますけれども、通路ができるような状況を作り出しながら何らかの形で、この冷たい北風の強い強風を避けるような状況を専門家の方も含めて論議をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林晃三君） ご要望ですか、質問ですか。ご要望ですか。

○1番（岡本守正君） はい、要望としておきます。

○議長（小林晃三君） 以上で、1番 岡本守正議員の一般質問を終わります。

次に、10番 倉田利奈議員の質問を許可いたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） では、まず年末年始のごみ収集についてお伺いいたします。昨年12月30日、高浜市内において燃えるごみが収集されないということで市民から多くの苦情があり、年をまたいで年始の回収日まで、ごみが集積場に置かれたままになるという事態が発生いたしました。これはいつどんなごみを市民が出していいか、お知らせしている高浜市リサイクルカレン

ダーにおいて、12月30日に可燃ごみを出していいことになっていたことが混乱の原因となったようです。このカレンダーは衛生組合、両市、収集業者によって収集日を検討し、作成されているかと思います。協議では年末のごみ収集日はいつまでとなっていたのか、この問題が起こった経緯及び問題に対する対応、そして今後の課題や改正についてお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほど言われましたごみカレンダーに基づくごみの収集なんですけれども、管内事務打合せ会というものがございまして、そこには碧南市の環境課だとか高浜市の経済環境グループ、衣浦衛生組合、碧南市のごみ及びし尿収集業者、高浜市のごみ及びし尿収集業者にて行われる打合せ会ございまして、そこで年間のし尿搬入日程、ごみ搬入日程、それと日曜日に行いますクリーンセンターの特別搬入日の日程を決定しております。その後、ごみカレンダーにて広報やホームページで報告しております。

それで今回のこの経緯なんですけれども、高浜市と組合の資料の相違についての原因は不明でございますが、コロナ関係によりまして初めて書面開催という形でこの管内事務打合せ会を開催いたしました。初めての不慣れな書面開催ということもありまして、何らかの手違いがあった可能性がありますので、今後より一層の情報共有に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ぜひ、連絡ミスのないようにお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。職員の採用計画についてお伺いいたします。まず、令和元年度から令和5年度までの職員採用計画を教えてくださいと思います。来年度4月1日に採用する職員の募集が今年2月1日から2月10日まで行われ、採用試験が2月21日に行われますということが市の広報に掲載されております。まず来年度というか、もう3日後なんですよ。3日後に採用する職員を募集した理由をお聞かせください。合わせて、どのような職員を衛生組合として採用したいのかも教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） まず、採用の計画につきましては、現在この組合の職員50歳以上が半数以上のクリーンセンターの職員で運用している状況の中で、20年後には現職員がほぼ退職してまいりますので、それを見据えた適切な運用、退職補充を行っていく予定でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

それと、この時期に採用を急遽した理由につきましては先ほども申し上げましたとおり、採用計画に基づく採用でございますので、今年度に採用試験を行う予定でございました。様々な事情

等により実施時期がずれ込んだことによることとさせていただきます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。なぜ今回採用が行われたのか、これ退職補充なのかどうかという部分をお答えいただきたかったのと、それからどのような職員を衛生組合として採用したいのかというところについてはお答えがなかったので、再度お答えいただきたいと思います。

それから今様々な事情ということがありましたが、採用計画に載っているのであれば市の職員採用募集と同じ時期に募集するのではないのでしょうか。民間では再来年度の就職活動に向けた会社説明会が、もうこの3月に既に始まっております。あまりにも採用試験を行うのが遅すぎると私は考えます。令和4年度から就職する学生は、既に就職先を決め、研修に入っている状況です。これでは、なかなか優秀な職員が応募してくださるとは考えられませんが、このあたりも含め、どのようにお考えでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 一つには、先ほど言われた採用がこのような時期になってしまった事情でございますが、令和4年度にこの後の議案にもあるんですけれども、組織改正の再編の検討を行う中で、採用計画につきましても見直しが必要かという検討を行ったものでございます。

なお、その職員に求めるものでございますけれども、現在現場業務に関しましては全て業務を委託している状況でございますが、私たち職員におきましても事務職という形の募集ではございますが、施設を管理する立場でございます、現場をしっかり持っております。そういった形でしっかり責任を持って、現場監督をしていく職員を募集したものでございます。

以上でございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 衛生組合は、ごみやし尿の処理、斎場の運営といったあまりイメージがよいとは言えない職場かもしれません。しかし、これらの施設はなくてはならない施設であることと、施設の更新や修繕は莫大な経費がかかるとともに特殊な工事となるため、私は市の職員以上に専門的な知識が必要であると考えます。そのため早い段階で、優秀な職員を採用するための試験を行うべきと考えております。ただ、現実募集しても募集に応じていただくことがなかなか難しいとも思いますので、衛生組合独自で募集するのではなく両市で募集し、採用した職員を派遣していく方法がよいと考えますが、管理者のお考えをお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 何度ものお答えになりますが、今回は組織改編の中で採用計画に基づいて採用をしていった次第でございます。よろしくお願いいたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。私の提案に対するお答えがなかったので、ぜひとも管理者お願いいたします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 採用計画としましては先ほどの繰り返しになりますが、クリーンセンターの職員は50歳以上が半数を占めております。そういった中で現場をつかさどる職員が20年後には、ほぼ全員が退職してしまうという形の状況でございますので、それらを見据えてしっかりした採用、退職補充を行っていく、これが根幹でございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。ですから余計に組合独自で採用するのではなく、両市で募集するべきじゃないんですかということをお伺いしているんですね。ちょっとお答えいただけないようですので、吉岡市長、お答えなりますか。よかったらお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 現場の職員ということで、クリーンセンターの技術的なことも加味された職員を検討しながら、十分考慮しながら対応して採用しているというような状況でございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今回の採用に当たりまして募集が何人で採用が何人であったのか、結果を教えてくださいたいのと、また今後の採用計画について、採用時期も採用というか、募集時期も含めまして改善するかどうかもお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今回行いました採用試験の募集要項につきましては、採用予定人数は1人程度という形で職種は事務職という形で募集をかけてまいりました。対象は昭和56年4月2日以降に生まれた方で短大卒という方の募集内容でございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。ちょっと私がお聞きしたかったのは、今回募集が1人だけ、採用が結局、結局募集したところは何人来て何人採用されたのかという結果について、これホームページにも載っていないのでお聞かせくださいということと、今後の採用につきまして時期も含めて改善されていくかどうかとことをお聞きしたかったんですね。この2点について、もう一度お聞きします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 応募の状況につきましては2月1日から2月10日までの状況で5人の募集がありまして、試験は2月21日に行いまして1人採用という形でございます。

それと今後の採用につきましては何度もお答えしておおり、将来的な退職補充という形を見据えて、慎重に採用計画を立てていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 退職が何年に何人ともう決まっているんですね。であれば、やはりこれ採用試験の時期も含め、それから採用方法も含め、今後はしっかり検討していただきたいという要望で、今回の質問は終わりたいと思います。

続きまして、クリーンセンターの延命化につきましてお伺いします。先ほど藤浦議員のほうからご質問もありましたので、重複するところは少し割愛したいと思いますが、矢作川、稗田川の自然災害によるハザードマップでは約8メートルから10メートルの浸水が予想され、現施設が玄関に表示されている地盤面からの高さが2メートルであるということから水没することとなり、国から浸水対策が必要であるとの通達があったということでありました。この通達が令和2年であったんですね。以上のことから2点質問いたします。

まず、1点目。衣浦構想策定委託の納期。これは令和3年3月であることからクリーンセンター衣浦整備構想には、このことが記載されていないというのはなぜなのかということと、このことについて検討しているのであれば、整備構想委託を令和3年度に繰り越すべきではなかったかと私は考えます。その辺りのお考え、それから地域計画の策定を取りやめたということですが、今年度。整備構想を繰り越さない理由も合わせてお答えいただきたいと思っております。

それから2点目。繰り越さないのであれば、委託の成果品である整備構想をホームページなどで市民に公表すべきと考えます。先ほど何か具体的な発言は控えさせていただきたいというような黒田局長のご答弁がありましたが、これは1,980万円かけて昨年度委託しているわけなんですね。ですから、やはりこれはぜひ公表すべきと思うんですけれども、公表しない理由というの

がよく分かりませんのでお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 繰り越しの理由ということでございますが、環境省からの通知はございましたが、浸水対策に対する明確な回答を得ることができなかったということで、発注時の仕様で成果品を受領したということでございます。

以上です。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 公表につきましては、先ほどご答弁、藤浦議員にもご答弁したとおり、まだそのような段階ではないという形でございます。いろいろな流動性がございますので、それらの流動性が環境省の秋ごろの通達指針を見た上で、しっかり見据えて計画を立てていきたいという気持ちでございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 延命化交付金につきまして、愛知県や環境省との協議内容を教えていただきたいと思います。また、協議した部局も合わせて教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 国への協議ということで内容でございますが、先ほど藤浦議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。ハザードマップを策定した国交省が国交省の所管施設への耐水対策を中高程度の確率で発生する水害につきましてはハード対策、1000年に一度のような水害に対してはBCPによるソフト対策という形でございます。当クリーンセンターにおきましても国交省が示す耐水対策に準じた対応で要望しているという形で、具体的な要望先の部局等は控えさせていただきます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 私、去る3月25日に環境省の廃棄物適正処理推進課の田中さんという方とお話をしました。この時に言われたのが、いわゆる各自治体から浸水に対する今後の対応ということで、いろいろご要望があるということなので先ほど多分おっしゃられているような浸水対策のマニュアルを来年度をめどに作成しますということはおっしゃっています。ただ、この方がおっしゃったのは、マニュアルがなければ地域計画の承認をしないということではないですよ

ということもおっしゃっているんですね。ほかの自治体もちゃんと今まで承認していますと言っているんですね。なのに、高浜市はそれも示さないし、計画も進んでいないという状況なんですよ。先ほどもおっしゃっているように、そのBCPの対策、1000年に一度の対応できる、これもやはり、ほかの近隣市の施設と協定を結ぶことでもいいですよということも環境省おっしゃっています。ですので、今の状況でも私は承認できると思っています。もしできなければ、これについては環境省の方が地域計画について、しっかりご相談いただければいいですよと言っているんですけども、私この間、国との協議内容についても情報開示請求をしましたが、なかなか深いところまで協議されてないようなんですね。ですので、やはりこれはもっとも国や県のほうに申し入れをして話し合いをして、どう進めたらいいかということを考えるべきだと思うんですけども、できない理由を考えるんじゃなくて、できる理由をしっかりと考えながら進めていただきたいと思うんですけども、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 繰り返しになりますけれども、先ほどの藤浦議員の一般質問でお答えしたとおり国の指針が示された後に、指針に沿った整備構想を改訂し、地域計画との策定を行う。それに尽きると思います。いずれにしましても、国、県の動向をしっかりと見据えて、この衣浦クリーンセンターにとりまして最善最良の方向性が導き出せるように、今後も一層努力してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ですから、そのマニュアルは来年度めどに作成するけれども、その前でもちゃんと承認しますよということを国は言っているんですから、きちんとそこを受けて私は進めるべきだと思っているんですね。なぜなら先ほど藤浦議員の答弁でもございましたように、本来であればこの令和3年度に地域計画を作らなければいけなかった。しかし地域計画、今できてないんですよ。先ほどの答弁と、それからこの整備構想のスケジュール、先ほどの委託の結果のスケジュールでは令和3年度に地域計画を作成し、翌年度に長寿命化計画を作成し、交付金で施設の延命化を図るというスケジュールになっているんですよ。ということは1年、今後ろ倒しになっちゃっています。地域計画を作成しなかったことによる延命化のスケジュール、これは今1年ずっと延びている。全部後ろ倒しになるのか、どうなるのか、スケジュールは今後どのようなようになるのか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） スケジュールに関しましては、先ほど議員から1年遅れているということはお聞きしておりますが、現在の延命化の目標は平成38年度、旧の延命化の目標年度で

ございます。令和8年度までとすることとなっておりますが、令和8年度を過ぎたとしても直ちに施設の運転が不可能になるということではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 施設の運転が不可能に直ちになるということはないということは分かるんですよ。そうじゃなくて、私がすごく心配しているのは、この延命化のための整備工事費というのが平成26年度から実施された費用は36億円で、12億の交付金を受けたということになっているんですね。地域計画策定を取りやめて再延命化の整備計画を進めなければ、今後何かあった時に交付金なしで整備していくことになってしまうということを危惧しております、私は。これは碧南市、高浜市の財政負担が増えることにもつながっていきます。両市とはどのような協議をされたのか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 全般を捉えまして、先ほど言いましたとおり、国や県がいろいろな形で交付金の条件を出しております。かつ、その交付金をもらうためにもいろいろな浸水対策をなさいだとか、いろいろなことをなさいという、まず前提条件があります。それらの国や県の動向をしっかりと見据えて、将来的に一番よい方向性が導き出せるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。先ほどのちょっと黒田局長のご答弁を確認したいんですけども、結局延命化のスケジュールは1年後ろ倒しで行っていくということでよろしいでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今のところ予定より1年遅れているという状況でございます。いずれにしても、環境省の浸水対策の結果が出てから速やかに地域計画を提出して対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 衣浦東部ごみ処理広域化計画では、安城市は新処理施設を整備し、衛生組合は再延命化を検討するとあります。安城市との統合施設について今後も検討とありますが、統合施設とする検討は令和3年度どのような検討が行われたのか、詳しくご説明をお願いします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 広域化の問題につきましては、安城市環境クリーンセンターとクリーンセンター衣浦の統合施設の共用開始を令和9年度と今までしていた状態でございますが、平成27年度に令和9年度を予定しておりました安城市との統合施設の共用開始は断念されたという状況でございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） その話はもう去年も聞いているんで、去年というか、もう既に聞いている話なので、結局、令和3年度については統合施設について検討が行われなかったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 27年度に9年の統合というのが断念されたということで、その後平成31年の4月26日の見直しが行われた衣浦東部ごみ処理広域化計画では、2039年度までの現施設の延命化に向けて検討するという形が明記されるような状態であります。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 毎年5億程度の整備費、修繕費と工事費がかかっているということから、施設が古くなればなるほど毎年の整備費、修繕費、工事費増えていきます。延命化工事前の平成25年の整備費、工事費と延命化工事が終わった平成30年の整備費、工事費をお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 平成25年度のごみ焼却施設の修繕費と工事請負費は約3億8,000万円に對しまして、平成30年度では約4億2,000万円ということでございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 先ほど直ちに悪くならないよという話もあったんですけども、実はこの躯体の劣化調査では継続利用する場合、補修工事が必要であるという報告結果が出ております。また、延命化工事を実施しているが目標期限が近づいており、現在のままの、現状のままの

継続利用を想定した場合、老朽化に伴うプラント整備の修繕費用が大きくなる可能性がありと記載があります。すぐにでも整備方針を示し、老朽化対策し、ごみの処理が中断されるような事態を招くことがないということと、今後のいわゆる国からの交付金を計画どおりもらえるように整備計画をきちんと示すべきだと考えておりますので、ぜひともその当たり今後、先ほどちょっと今後しっかりとやっていくようなご発言がありました。管理者の見解も教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） いずれにしましても今後このクリーンセンターが一番いい方向性を向いていけるように精いっぱい努力していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） まずはクリーンセンター衣浦整備構想策定と業務委託に係る委託内容については、すぐに議員に示していただきたい。そして、現在でも1年スケジュールが後ろ倒しになっております。このままでは両市の財政負担がどうなるかということを私は非常に心配しておりますので、その当たりも含め、しっかり今後計画そして実行をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小林晃三君） 以上で、10番 倉田利奈議員の質問は終了いたしました。

これで通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分をお願いします。

午前11時5分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（小林晃三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小林晃三君） 日程第4 衣浦衛生組合管理者の選挙を行います。

○3番（藤浦伸介君） 議長、3番。

○議長（小林晃三君） 3番 藤浦議員。

○3番（藤浦伸介君） この際、動議を提出いたします。

衣浦衛生組合管理者の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選を望みます。

○議長（小林晃三君） ただいま藤浦伸介議員より、衣浦衛生組合管理者の選挙の方法について

は、議長による指名推選との動議が提出されました。この動議に賛成がありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 異議なしと認めます。所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

よって本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 異議なしと認めます。よって、衣浦衛生組合管理者の選挙の方法については、議長により指名推選との動議が可決されました。

衣浦衛生組合管理者に、禰亙田政信市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました禰亙田政信市長を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました禰亙田政信市長が当選されました。ただいま当選されました禰亙田政信市長が議場におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

禰亙田政信市長をご紹介いたします。当選のごあいさつをいただきます。

○参与（禰亙田政信君） この度、管理者ということで、皆さんの議決により管理者にさせていただきましてありがとうございます。

いろいろ議論もあります。費用対効果をしっかり考えながら、情報を十分に収集する中で両市民の市民満足度がますます高まるように懸命に努力をしてみたいと思いますので、今後とも皆様のご支援ご協力をよろしくお願い申しまして、就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林晃三君） 当選のご挨拶が終わりました。なお、新たに管理者とされます禰亙田政信市長の任期は、令和4年4月30日から令和6年4月29日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第5 議案第1号 衣浦衛生組合事務局の設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第1号 衣浦衛生組合事務局の設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、課及び係を整理統合し、より効率的かつ機能的な施設運営を行うとともに、新たな課題に対応できる体制を整えるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、(1)課名及び事務分掌の改正、第2条関係でございます。現行の施設課の事務分掌を庶務課の所掌とし、このうち衛生センターに関することを業務課の所掌とするものでございます。

なお、これに伴いましてリサイクルプラザ、余熱利用施設サン・ビレッジ衣浦及び衣浦斎園は庶務課の所掌とし、衛生センター及びクリーンセンター衣浦は業務課の所掌とするものでございます。

以上のことにより、課の設置数といたしましては、施設課を減とした2課とし、また係の設置数としましては庶務課を庶務係、施設係及び斎園係の3係、業務課を管理係及び業務係の2係とし、計5係とするものでございます。

3の施行年月日につきましては、令和4年4月1日とするというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 改正の理由のところ新たな課題に対応できる体制とございますが、この新たな課題というものがどのようなものかということをご説明いただきたいのと、あと私は、これは議員側として現行のほうがどういうふうに課が分かれているのか分かりやすかったのですが、今回、庶務課のほうが広くなるということで、逆に私は分かりにくくなった部分がございます。現行で不都合なことや問題が生じたということもあるのかなと思いますので、どのようなことがあったのかということと、体制を変えてどのような効果があるということが考えられるのかということについて詳しくお聞かせください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） 今回の改正につきまして、この提案理由にございますが、新たな課題に対応できる体制づくりということでございますが、クリーンセンターにおきましては、延命化を今後していくのかということとかなり大きなテーマとなってきます。また、職員構成において、先ほど採用関係のご質問をいただきましたけれども、職員構成を考える中で、今後職員数は減していく見通しでございますので、職員数が減っていく中では、あまり課を分けて分散させ

ていくというよりも集約していくほうが良いという判断で2課に統合したということでございます。

また、これによって何か良い面が考えられるかというところでございますけれども、やはり縦割りというところまではありませんけれども、各係間の連絡が十分に行えるような体制になると考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今、今後の採用にも関わってくるというお話だったのですけれども、どうしても課が大きくなればなるほど仕事ができる人に集中したりとか、そういうことも起きてくると思うのです。先ほど係は3つに分かれてという話もあったのですけれども、その辺りについては何かお考えとかございますでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） できる者が限られてくるという考えよりは、逆に、より各係にはしっかりと仕事をしていくようにということで配分をしていく予定でございますので、能力と人材育成も兼ねてその辺も検討しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 人数の減と言われたのですけれども、単純に考えるのであれば、課長が2名から1名になったという形ですけれども、ほかに何人ぐらい減じる職員がおられるのか、お答えください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） まず、職員の減というのは、実質今、来年度も1人採用しますので1名増となります。退職した者も再任用で採用していきますので、実質は若干増していきます。ただ、3年後、5年後ぐらいになってきますと退職者が今度出てきますので、その辺りは減していきますけど、現状は1名増ということで体制には変化はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第6 議案第2号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第2号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が令和4年4月1日に廃止されること並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び統計法（平成19年法律第53号）の一部改正が同日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）引用法律名の改正（第2条関係）としまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例中の引用法律名を改めるというものでございます。

次に、（2）引用条令の改正（第39条関係）としまして、統計調査に係る個人情報に対する条例の適用除外の規定について、条例中の引用条項を改めるというものでございます。

3の施行年月日につきましては、令和4年4月1日とするというものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第7 議案第3号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第3号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）が令和3年6月9日に公布され、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正が令和4年4月1日から施行されることにかんがみ、職員の育児支援を拡充するため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和（第2条及び第21条関係）としまして、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であることの要件を廃止する。（2）育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の追加（新第25条及び新第26条）の関係として、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知及び意向調査並びに勤務環境の整備を追加するというものでございます。

3の施行年月日につきましては、令和4年4月1日とするというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今回、育児休業等に関する条例の一部改正について、今まで、この条例が施行する前でもいいですけれども、今まで育休を取ったことがあるような職員がいらっしゃるのかということと、一部改正についての改正の概要のところ、一番最後のほうに個別の周知及び意向調査並びに勤務環境の整備を追加ということが書いてあるのですけれども、勤務環境の整備ということ具体的に教えていただきたいと思ひます。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） まず、実績として育児休業を取った職員がいるかということでございますけれども、今、組合の職員として育児休業を取った者はございません。

環境の整備ということでございますけれども、まず1点目が、代替職員の確実な配置ということで、本人が取得しやすい職場、仕事が滞らない環境づくりに役立つようにということで措置してまいります。

2点目に時間外勤務縮減の取組ということで、ノー残業デーの実施、平成21年5月から取り組んでおります。時間外勤務状況の定期報告、コスト意識、業務量の平準化、時間外勤務縮減の取組を通して仕事と生活の調和の意識づけを図っております。

また、特定事業主行動計画の推進も行っておりまして、次世代育成支援法に基づいた出産・子育ての支援のための取組等を行っております。ハンドブック等を配布して職員に周知しているところでございます。

以上です。

○議長（小林晃三君） 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） もう1点お伺ひしたいのですけれども、妊娠とか出産等を申し出た職員に対していろいろご配慮いただけるということですが、申し出る前にやはり、そういう申し出しやすいような環境づくりが必要かなと思ひますけれども、その辺りのお考えとか何かご配慮いただける点がありましたら教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） まず、今までの職員の配置の中で、かなり高齢なものがありまして、出産、育児、幼いお子さんを抱えている世代の方がここ最近はいないという状況でございますけれども、新たに採用した職員もございまして、そういった方にはこの育児休業だけでなく、年

次休暇とかそのような休みも取るように促進を常々職員には言っておりますので、取りにくいという環境ではないかなど。そのようなことがあれば、それに応じていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第8 議案第4号 令和4年度衣浦衛生組合一般会計予算を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第4号 令和4年度衣浦衛生組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、初めに令和4年度の予算の特徴といたしまして、クリーンセンターをはじめ、組合の各施設は老朽化により、普通建設事業費及び維持管理費が年々増加する傾向にございます。当組合といたしましては、業務継続に資することに重点を置き、優先度の高いものを厳選し、財政負担の抑制に配慮した予算計上とさせていただくものでございます。

それでは、お配りしました資料に基づきましてご説明申し上げます。

令和4年度衣浦衛生組合一般会計予算案の1ページをお開きください。

令和4年度衣浦衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ23億3,723万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費を金額流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に関し、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を認めるというものでございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債は、ご覧の2件を予定しており、それぞれの起債の限度額は、事業費のうち起債対象外となる費用を除いた額の75%で、合わせて1億8,600万円を限度額とする地方債を計上してございます。

続きまして、歳入歳出の主な内容につきしまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金の予算額は18億8,987万円で前年度対比1,647万1,000円、率にしまして0.9%の減となっております。説明欄には組合市の負担金の額をお示ししておりますが、碧南市が11億2,264万3,000円、分担率59.403%、高浜市が7億6,722万7,000円、分担率40.597%でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の予算額は1億9,659万1,000円で、前年度対比1,979万3,000円、率にしまして9.1%の減となっております。説明欄に記載の、し尿処理施設をはじめとする組合5施設の施設使用料及び目的外使用料でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入の予算額は275万9,000円で、前年度と同額でございます。

次に、2目利子及び配当金は1万2,000円で、施設整備基金利子を新規計上したものでございます。

次に、4款繰越金1項繰越金1目繰越金の予算額は4,100万円で、前年度と同額でございます。14ページ、15ページをお開きください。

5款諸収入2項雑入1目雑入の予算額は2,100万6,000円で、前年度対比738万9,000円、率にしまして54.3%の増でございます。主なものは、2節ごみ処理費雑入のうち破碎鉄くず等の売却代で、売却単価の上昇によるものでございます。

次に、6款組合債1項組合債1目衛生債の予算額は1億8,600万円で、前年度対比2億2,900万円、率にして55.2%の減でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

3の歳出につきまして、ご説明申し上げます。

1款議会費1項議会費1目議会費の予算額は637万5,000円で、前年度対比588万5,000円、率にしまして1,201%の増でございます。主なものは14節工事請負費で、大会議室音響設備更新工事を新規で計上したことによるものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要7ページをご確認ください。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予算額は6,488万6,000円で、内訳は一般職員6人分の給与費が主なものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の予算額は1億3,951万円で、内訳はリサイクルプラザの会計年度任用職員10人分の報酬、一般職員14人分及び再任用職員1人分の給与費が主なものでございます。

次に、2目し尿処理費の予算額は1億4,720万2,000円で、前年度対比1,052万5,000円、率にしまして7.7%の増でございます。

22ページ、23ページへ進みます。

主なものは12節委託費で、し尿処理施設維持管理委託料の修繕項目の増及び人件費の増によるものでございます。

次に、3目ごみ処理費の予算額は13億7,315万9,000円で、前年度対比3億3,314万4,000円、率にしまして19.5%の減でございます。

10節需用費中、消耗品費の予算額は5,342万6,000円で、前年度対比2,981万8,000円の減でございます。これは、4年から6年に1回購入しておりますバグフィルターろ布の購入が完了したことによるものでございます。

24、25ページへ進みます。

同じく需用費中、修繕費の予算額は3億1,318万5,000円で、前年度対比6,025万1,000円の減でございます。これはごみ焼却施設総合整備をはじめ、整備項目の減によるものでございます。

12節委託料の予算額は5億2,936万7,000円で、説明欄に記載のごみ処理施設運転管理業務委託料をはじめ、33件等の委託を予定するものでございます。

26ページ、27ページへ進みます。

14節工事請負費の予算額は3億4,237万2,000円で、前年度対比2億5,373万円の減で、説明欄に記載の2件の工事を予定するものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要8ページから11ページをご確認ください。

次に、4目リサイクルプラザ費の予算額は1,695万6,000円で、前年度対比192万4,000円、率にしまして12.8%の増でございます。

28ページ、29ページへ進みます。

主なものは、14節工事請負費でリサイクルプラザ電気設備更新工事を予定するものでござい

ます。工事の詳細につきましては、予算の概要12ページをご確認ください。

次に、5目余熱利用施設費の予算額は1億3,890万8,000円で、前年度対比805万8,000円、率にしまして6.2%の増でございます。

30ページ、31ページへ進みます。

10節需用費中、修繕料の予算額は3,049万4,000円で、前年度対比558万8,000円の増でございます。これは機器等修繕におきまして、空調設備機器取替整備等を予定するものでございます。

12節委託料の予算額は4,953万6,000円で、前年度対比203万3,000円の減で、これは主にプール、浴場管理及び清掃等業務委託料で、令和3年度の契約更新におきましてプロポーザル方式での提案により減額となったものでございます。

次に、14節工事請負費は、駐車場造成工事を予定するものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要13ページをご確認ください。

32ページ、33ページをお開きください。

2項環境衛生費1目斎園費の予算額は1億82万6,000円で、前年度対比1,204万8,000円、率にしまして10.7%の減で、これは主に10節需用費中、修繕料で、隔年で実施する動物炉定期整備を令和4年度は行わないものによるものでございます。

34ページ、35ページへ進みます。

12節委託料は、説明欄に記載の火葬業務委託をはじめ、7件の委託を予定するものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

4款公債費1項公債費1目元金の予算額は3億3,075万1,000円で、前年度対比33.0%の増でございます。

2目利子は866万6,000円で、前年度対比0.2%の減でございます。

なお、令和4年度末の起債残高見込額は38億781万2,000円でございます。

説明は以上でございますが、38ページから49ページにかけましては給与費明細書、50ページは地方債に関する調書を記載してございますのでご参照ください。

以上で、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に入る前に皆様をお願いを申し上げます。質問される方は、ページ数と質疑箇所を明示の上、質問していただきますようお願い申し上げます。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） まず、予算編成に当たりまして見直しを図り、改善されたもの、特に契約やその内容について改善されたものを教えていただきたいと思います。

まず、予算の概要の資料のほうからご質問させていただきます。

3ページのところですが、歳出予算額の推移というところで前年度比と比較しまして普通建設事業費2億3,900万円の減で、公債費が8,200万円の増となっている、ここの主な増減の理由について教えてください。

8ページです。更新工事の2のところでは事業概要ということで11項目ございます。この項目の過去の修繕状況や修繕履歴と通常必要となる更新サイクルは、通常更新よりも早くしなければならなかった項目があるのであれば、その要因についても教えていただけたらと思います。

次、11ページに行きます。11ページの煙突改修工事ですが、この改修は地方債を財源としておりますが、12ページのリサイクルプラザ電気設備更新工事、それから13ページの駐車場造成工事、これは財源がすべて一般財源となっております。地方債の認可基準に適合していると思うのですが、財源を借り入れる場合と借り入れない場合の基準、そこも教えていただきたいと思います。

引き続き、先ほど申し上げましたリサイクルプラザ電気設備更新工事についてお聞きいたします。漏電ということで、漏電というのは本来、電気が通るべきルートを外れて流れる、漏れる現象のことをいうと思います。建物内で漏水や雨漏りがある場合、過電流などが発生し漏電ブレーカーが作動し、電流を止めるものであるのですが、キュービクルや分電盤、スイッチの交換では漏電対策とはなっていないのではないかと考えます。施設内の照明やエアコンなどコンセントにつながる電線がネズミなどが電気ケーブルをかじって起こることや、電線やケーブルが劣化して漏電が起こるので、電線やケーブルの交換とセットでしないと効果がないのではないかと思います。キュービクル、分電盤、スイッチの交換で漏電のおそれがなくなるのか、そのような調査をしているのかお聞かせください。

続きまして、13ページの駐車場造成工事の土地です。これは借地かどうかということがよく分かりませんので教えてください。もし借地であるのであれば、借地料は1平米当たり幾らとなるのか。それから駐車場の排水は用水に流せるのかどうかお聞かせください。その辺りについて、農業委員会との調整はできているのかについても教えてください。

それから、ここは余熱利用施設から大変離れておりますが、ここに5台分の駐車場を設置する必要性がよく分かりません。どういう方を対象とした駐車場となるのか詳しく教えていただきたいのと、先ほど借地かどうかということをお聞きしたのですけれども、これの予算計上がどこにあるのかということが予算書内で分からないので教えてください。

この組合施設が、都市計画決定や地域との協定を行って建設されるべきであるものと考えますので、159平米の敷地の増加は、都市計画施設の変更手続とか地域との協定手続の変更は必要ないかどうか、その辺りも併せて教えてください。

質問が多いので、ここで一たん切らせていただきます。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長

○施設課長（杉浦 勲君） まずプラザの工事のリサイクルプラザ電気設備更新工事、12ページの話ですけれども、これはそもそも屋外にあります。屋外にあつて、これ自体が全体にさびが来ていますので、中に水漏れする可能性があるということと、その中の電力盤や分電盤が接点自体そのほかがもう古くなっているということが1つです。

次に、13ページ、駐車場造成工事、まずこれに関しての土地のお話からしますと、サン・ビレッジの南西部の土地を整備し、サン・ビレッジの従業員がとめるための駐車場として活用していきます。この土地は、碧南市にお住まいの方から使っていない土地を寄附したいとの申出を受け、衣浦衛生組合で取得し、造成工事を行うものです。

次に、面積から、車の大きさにもよりますが5台程度をとめる予定であります。誰がとめるかということで、先ほど話がありましたがサン・ビレッジから距離があるのですが、サン・ビレッジが混雑したときに、車で出勤しているサン・ビレッジの従業員がとめるように考えております。

都市計画の手続は必要ありません。

農振除外に関しては、ただいま協議中であります。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 8ページ、主燃焼装置シール装置等更新工事、過去の実績等のご質問をいただきました。掲載してある1番から順番に過去の実績で平成27年、（2）平成28年、（3）平成7年開所当初からやっております、（4）令和2年、（5）平成29年、（6）平成7年開所当初からやっております、（7）平成23年、（8）平成22年、（9）平成23年、（10）平成21年、（11）開所当初からやっております。

特に早めた要因でございますが、こちらにつきましては、基本的にはいろいろ点検をしておりますので、点検で緊急性が出たところについては早めるという方針でやっております。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） まず、今回の予算の中で改善した事業はあるかということでございますけれども、基本的には予算を査定する中で必要最低限必要なものについて予算を組むようにしておりますので、全体的にはそういう方向で組まれております。

中には、今回土地を購入いたしましたので、今まで借地料を払っておりますけれども、購入したことにより借地料の支払いがなくなったと、主だったところではそういうことがございます。

また、概要の3ページで令和4年度の普通建設事業費が減になっている。これは単純に整備項目が少ないというところがございます。また、逆に公債費が増額になっている。これは平成30年度借入分と令和2年度の借入れ、こちらについて元金償還が始まりましたので、その分が増額となったものがございます。直接普通建設事業費の増減に関係してくるところではございません。

地方債の関係でご質問をいただきました。組合におきましては、主に施設の新設、更新及び大規模改修の場合、建設及び用地取得の財源に充てる場合に借入れを行っております。これは年間の財源の平準化及び組合の財源の根幹をなしております分担金の平準化を目的としております。プラザ等の今回起債を充てていない部分につきましては、地方債のメニューではないということで充てておりません。よろしくお願いいたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 先ほどの12ページのリサイクルプラザ電気設備更新工事について、電線やケーブルの交換とセットで行わないと効果がないのではないかとということについてはお答えがなかったようなので、そこを再度お答えいただきたいのと、あと13ページの駐車場造成工事ですが、職員の駐車場ということですが、今日も見させていただいたのですけれども、駐車場として使えるところはほかにあると思うので、なぜここをわざわざ整備費をかけて、予算132万円、やる必要があるのかなということが理解できませんので、理解できるようなご答弁をお願いしたいと思います。

次に予算書のほうに移って、こちらをお聞きしたいと思います。

予算書の19ページ、2款1項1目一般管理費、こちらが印刷製本費ということで組合PR用小冊子16万9,000円と組合PR用クリアファイル28万1,000円予算計上されております。これはどこに向けたPRなのかということとPR目的、それから配布先を教えてくださいたいと思います。

それから、21ページ、2款1項総務管理費1目22節損害賠償金50万円ということで上がっているのですけれども、これの内容について教えてください。

同じく21ページ、3款1項1目24節施設整備基金積立事業、これが基金のほうで1万3,000円基金積立となっているのですけれども、こちらの施設、組合は市の分担金で運営しておりますので、今後歳入が大きく増えるということはないと思われまます。今後、繰入れするときはどのような基準で繰入れするのか。今回歳入で繰越金が4,100万円となっておりますので、繰越金を将来の整備費として基金に繰入れしたほうがよいのではないかと考えるのですけれども、その辺りのお考えをお示してください。

それから23ページです。3款1項清掃費3目10節、こちらの印刷製本の内容について詳しく教えてくださいたいのと、利用許可証の年間件数と印刷費が許可証1件当たり幾らぐらいになるのかということ。それから、毎年20万円も印刷する必要があるのかなと思うことから、年度末

で在庫が何件分あるのか教えてください。

次のページに行きまして、25ページ、3款1項清掃費3目10節光熱水費です。水道料839万円と工業用水道料400万9,000円となっております。それぞれの利用目的と立米当たりの料金を教えてください。なぜそのような質問をするのかと言うと、安い工業用水道料を増やして、高い水道料を減らせるのではないかと考えるからです。昨年の実績から算定しているのかも教えてください。

それから25ページ、同ページの1項清掃費3目12節ごみ焼却灰等溶融業務委託と溶融焼却灰等運搬業務委託、これは灰のリサイクルのためとお聞きしておりますが、すべてをリサイクルしない理由と埋立て処分との割合について教えてください。

ページが飛びまして29ページ、1項清掃費の5目10節印刷製本費の営業カレンダー印刷についてお伺いいたします。これは、業者との調整が発生するのでしょうか。4月1日からこれは必要になるのではないかと考えますので、議決後に発注しては間に合わないのではないかと思いますが、その辺りのことをお答えいただきたいと思えます。

同ページ、29ページの1項清掃費5目10節燃料費で余熱利用施設ということですが、このごみ処理の余熱を利用しているのに灯油が1,000万円も必要ということになっているのですけれども、これは灯油が23ページの需用費燃料費に2,300万円計上されているので、この1,000万円というのは二重計上になっているのか、ならないのか、その辺りを教えてください。

35ページの2項環境衛生費1目12節火葬業務等委託料2,860万円となっております。この等となっている部分、業務内容について、それからそれに伴う人員についても教えてください。

以上、そこまでお願いいたします。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） 予算書のほう、19ページの一般管理費の印刷製本費で組合PR小冊子及びクリアファイルということでございますけれども、こちらはクリーンセンターのほうへ見学にみえる組合市内の小学4年生の見学の際に学習用の小冊子とクリアファイルをお渡しするものでございます。PR用の小冊子につきましては3,000部、2年間分を発注しております。クリアファイルにつきましては5,000部、3年分を予定しているものでございます。

続いて21ページ、損害賠償金につきましてご質問がありました。根拠としましては、損害賠償金・補償金ということで、議会の権限に属する事項中、管理者において専決処分することができる事項ということで専決されたものでございます。専決の限度額が50万円ということで50万円を計上させていただいております。

清掃総務費の24節積立金につきましては、この積立ての仕方でございますが、議員おっしゃられましたように繰越金の予算がございます。ですので、組合としまして、繰越金はやはり来年度の財源としても確保していきたいと思っておりますので、この予算で計上しております4,100

万円を超えた部分がありましたらその分は基金に積み立てていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長

○庶務課長（杉浦 勲君） まず、概要のほうの12ページ、リサイクルプラザ屋外の電気設備更新工事の話ですけれども、これは保安点検の業者の意見を参考にし、この部分を更新するということをしていきます。

それから、13ページの駐車場造成工事で、ほかがないかということですが、とりあえずこういう言い方がいいかどうかあれですけれども、ただで寄附をいただけるということで、元々駐車場がないところに寄附をいただけるということで、ここを使うことにしました。

それから、サン・ビレッジ衣浦の印刷製本費、営業カレンダーですが、令和5年度営業カレンダーを印刷します。大きさは折り畳むと名刺サイズで、5,000枚を毎年印刷しております。施設利用者の方々に休館日等を周知していくためにお配りしております。

次に29ページ、余熱利用施設の燃料費ですが、サン・ビレッジでは、クリーンセンターから出た余熱により温水を作り、プール、浴場を使用しております。しかし、クリーンセンターが整備などにより停止している期間や蒸気量が足りないときなどはボイラーを使用し、温度を保つこともあります。そのボイラーに使用する灯油を計上しております。

予算書の35ページ、衣浦斎園の委託の火葬業務等委託料の等の内容は何かということで、火葬等の斎園受付業務、庶務関係業務、火葬収骨業務、火葬棟内の清掃及び炉清掃、動物の焼却業務等ということです。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 23ページ、印刷製本費の利用許可証申請書、ご質問の内容の1枚の費用でございますが、1.9円の約10万枚で費用を計上しております。こちらは2枚複写になっております。2枚目は利用許可証ということでお渡しします。

こちらは毎年というわけではございませんで、在庫管理をしております。現在の在庫が本年10月までになくなりますので、それを見越しての今回の予算計上です。ないときはございません。

次は25ページ、水道の関係です。上水道と工業用水道料の話ですが、工業用水道料は定額の料金でございます。水道料については使用した分の料金になっておりまして、それぞれ工業用水と水道料金を使ってまいります。水道につきましては、純水装置等純水に必要な冷却に利用しますので、そちらに利用するのが主で使うことになって、実績での数量を量って金額を計上しております。

25ページ、下のほうの溶融の関係をいただきました。溶融の割合は、予算ベースでいくと18%の割合を灰のリサイクルに持って行っております。こちら全部リサイクルしないのかということですが、まず単価が非常に違うということ、受入れ側の協議もございますので、昨年度と同等実績の数量で灰のリサイクルは進めてまいります。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 再質問したいと思うのですけれども、先ほどの駐車場の件ですけれども、寄附していただいて、それを使いたいというのは分かるのですが、これがまちなかとかだつたらすごくうれしい話だと思うのですが、はっきり言って川の近くですし、場所も離れているということは、結局こういう整備費もかかるし、もし草が近くに生えてくれば草刈りもしなければいけないということで、お金も逆にかかるお話になると思うのです。

そういう意味でもなぜここを、ただだからいいというだけの話ではなく、やはり検討されるべきだと思うので、その辺りの検討がどのようにされたのか詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

それから、地域との協定手続につきましては、どのようであったのかがよく分からなかったもので、再度お聞かせいただきたいと思えます。

それから、先ほどの予算書19ページの組合PR用小冊子とクリアファイル、そちらが小冊子が3,000部なのにクリアファイルが5,000部ということで、なぜ冊数が違うのかということがよく分かりませんのでその辺りをお聞かせいただきたい。

21ページの2款1項総務管理費1目22節損害賠償金について、専決されたものというようなお話があったのですけれども、何かそういう、もう専決されるようなご予定があるのか、内容とかがなければこのような金額は上がってこないと思うので、よく分かりませんでしたので、その辺りについて詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、23ページの3款1項清掃費3目4節印刷製本費、その内容についてもご答弁がなかったようですので教えてください。

それから、25ページの先ほどの水道料金の話ですけれども、結局安い工業用水を増やすことができないのかということとか、昨年の実績からその辺りを検討されているのかどうかについてもご答弁がなかったと思えますのでお願いいたします。

それから、29ページの営業カレンダーにつきましては、5,000枚印刷するというご答弁がありました。今から発注して行って間に合うのでしょうかということのご答弁がありませんでしたのでお願いいたします。

それから、35ページの火葬業務委託料の内容につきましては分かったのですけれども、それに伴う人員についてご答弁がございませんでしたので、答弁漏れの部分をお願いいたします。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 利用許可証ですが、パッカー車を使われる業者さんに利用許可証を発行することになりますので、そちらへの利用許可証になります。

あと工業用水を増やさないかということですが、基本的に工業用水は定額でございます。工業用水は使っているのですが、水道は水道で、先ほども申しましたが用途が違いますので、その用途に沿って水道を使った分だけの予算の計上ということになります。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） 19ページの組合PR用小冊子とクリアファイルの冊数が違うということですが、小冊子のほうは2年ごとに中身を更新しております。これはごみの処理量ですとかその辺を2年ごとに更新しておりますので、2年ごとで考えております。クリアファイルにつきましては同じものですので、少しでも長めにということで、一応3年分を発注したいと考えております。

21ページの損害賠償金についてでございますけれども、先ほど少し説明が足りませんでしたけれども、法律上、組合の義務に属する1件50万円以下の損害賠償金を定めることとすると、ただし、交通事故に係るものにあつては自動車損害賠償補償法による保険金額の最高限度額に相当する額以下のものとするということで、法律上、損害賠償金を50万円以下で定めているということでございますので、よろしくをお願いします。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、予算書の29ページの印刷製本費の営業カレンダーですけれども、これは令和5年度のカレンダーを今、予算を計上しまして、発注をかけるのは来年の2月ごろになるかと思えます。

35ページ、衣浦斎園の人員はということで、職員は一応4名でやっています。4名を考えています。

次に29ページ、最近の駐車場の利用状況ですが、本年度はまだまだ新型コロナウイルスの影響により、コロナ前ほど利用者が戻ってきていないのが現状ですが、それでも夕方近くになると駐車場の空き待ちの利用者の方がおられるのが現状です。今までですと職員が夕方に車の移動をしたりすることもありますし、この5台分で駐車場不足がすべて解決するとは思えませんが、今の駐車場不足が懸念事項として上がっておりますので、少しでもということでこれを考えております。

以上です。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございませんか。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 予算の23ページ、12委託料の中で、し尿処理施設維持管理委託料のところで、昨年よりも大分、96%増えているということですのでけれども、これについて説明をお願いいたします。

それから、25ページの修繕料、この中で法令点検整備というところで昨年よりも大分減額されているということで、これと同時に法令点検整備というのはどういう検査項目があるのか教えてください。

さらに、25ページのごみ搬入車両交通整備業務委託料の493万7,000円について、これも昨年と比べて少し減っているのですけれども、この委託料について、何人ぐらいでやられているのかというところを教えてください。

とりあえず第1回目お願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 25ページ、法令点検整備でございます。まず、大きな減の要因でございますが、こちらの法令点検のところから、今年度実施しておりましたごみクレーン等の法令点検等整備がなくなったことによって大きく減少が発生しております。

この法令点検の内容ですが、主に法令に沿った点検で、例えば令和4年度の予算でございますとボイラー等の法令点検やガス冷却蒸気ドラム等の法令点検を進めてまいる予定でございます。

次の25ページのごみ搬入車両交通整理業務委託料493万7,000円でございます。こちらの委託の内容でございますが、警備員を配置する委託になります。昨年で236人の委託の内容になっております。今年度、減にした内容が204人でやっておりますが、単価がごみ車両の交通整備員さん上がっておりまして、差引きすると若干の減という結果になりました。

以上です。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長

○施設課長（杉浦 勲君） 予算書23ページの委託料のし尿処理施設維持管理委託料の中の増ということで、人件費のほうが184万8,000円の増、物品が850万8,000円の増、修繕のほうが524万4,000円の増となっております。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 27ページの14の工事請負費2億9,131万6,000円の主燃焼装置シール装置等更新工事の詳細を教えてください。

それから29ページ、修繕費です。リサイクルプラザの修繕料が、建物、電気設備関係整備で102万8,000円で前年比と比べてたくさん増えている。この詳細をお願いします。

同じく29ページの14工事請負費が942万7,000円ということで、リサイクルプラザ電気設備更新工事、この詳細を教えてください。昨年と比べると約12%ぐらい増になっております。

以上、お答えください。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 27ページ、工事請負費の主燃焼装置シール装置等更新工事でございますが、予算の概要書8ページをご覧ください。8ページのほうに事業の目的等記載しております。先ほど倉田議員にも答弁いたしました、（3）や（6）、（11）など開設当初からこの施設を整備していないものがございます。そういったものを、この主燃焼装置等更新工事ということで、長期に継続運転ができるような予防保全としての機器の更新工事を行う予定でございます。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） 予算書の29ページをお願いします。29ページの修繕が高いというお話があり、建物、電気設備関係整備が前年より増だということで、これにつきましては多目的トイレベビーベッド取付け修繕等、施設中で不具合が生じている部分を修繕していく予定となっております。

それから、14工事請負費ですが、先ほども説明させていただきましたがリサイクルプラザの屋外に設置されているキュービクルのさびつきや電力分電盤本体のスイッチ切替え不良等の不具合が生じております。交換部品等の生産も終了しており、漏電や電気火災のおそれがあるため更新工事を行います。

以上です。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（石川輝彦君） 議長、5番。

○議長（小林晃三君） 5番 石川議員。

○5番（石川輝彦君） 私のほうから1点確認させてもらいたいです。

27ページ、14節工事請負費のところ質問ですが、昨日の予算概要説明会のときに、ここがショートした、マイナスになった要因として灰出し工事をやめたということをおっしゃったと聞いています。この事業をやめたということでふっと思いついたのは、頭をよぎったのが火災でした。灰出し工事というものはどういう工事だったのか、そしてどのような頻度で行わなければいけないのか。そして、火災予防という観点で、おそらくその前の25ページの委託料のところにいるような火災予防の観点の事業が入っていると思いますが、そのご紹介をお願いしたいと思います。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 工事請負費の灰出しが今回含まれていないということでございますが、今年度更新した工事の一番大きなものが、No.2 灰搬送コンベアというものがございます。主灰を順番にコンベアを使って灰ピットまで持って行くのですが、その中でNo.2 というのは非常にコンベア自身も老朽化しておりました。あとコンベアと台座自身も非常にコンクリートの剥離があったり等で劣化しておりました。そういったことがございましたので、その工事を今年度実施いたしましたので、結構その金額が大きく、来年度はないということです。

灰出しをやめた理由、特にその他灰搬送コンベアというものがNo.3 まであるのですが、そちらのNo.1、No.2 については、まだ現状としてコンベアのゴム等を換える程度の修繕で、不定期ではございますが大体2年から3年で対応していく。今回交換いたしましたNo.2 につきましては金属製に換えたことにより、およそ5年程度の寿命になりました。ですので、周期を見ながら、コンベアの劣化状況を見て工事をやっていくという方向で考えております。

火災予防の関係でございますが、主にクリーンセンターの中に入っている業者、主な業者が2つございます。その業者の方々と職員とで防災訓練等をやる。あと、防災訓練をやった反省会等をやっていくというようなことを先日もやって、年2回程度現在やっております、それを継続するというところで考えているところでございます。

○5番（石川輝彦君） 議長、5番。

○議長（小林晃三君） 5番 石川議員。

○5番（石川輝彦君） 火災予防の観点で、答弁が自分の思いと違ったものですからもう一度確認させてもらいますが、先回火災が起きたのは掃除が思うようにできていなかったからだと自分は認識しているのですが、その関係でダクトとかコンベア等々の掃除等の業務はどのような頻度でやられるのか教えていただきたいと思います。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 掃除等々につきましては、25ページの委託料のところのごみ処理施設運転管理業務委託、こちらのほうで今までやっております、あとは不燃物等前選別業務委託料、そういったところでそれぞれの受け持ちの施設等をほぼ毎日やっているという状況でございます。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小林晃三君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（吉岡初浩君） 議長、管理者。

○議長（小林晃三君） 管理者。

○管理者（吉岡初浩君） どうもお疲れさまでございました。私どもから提案させていただきました案件につきまして、慎重にご審査をいただいた結果、原案どおりご可決、ご決定を賜りまして誠にありがとうございました。

これで管理者は代わりますが、より充実した事業運営のために今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。お礼のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（小林晃三君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和4年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重ご審議ありがとうございました。

（午後0時27分閉会）

以上は、令和4年3月29日に行われた令和4年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和4年3月29日

議 長 小 林 晃 三

議 員 岡 本 守

議 員 鈴 木 勝 彦